

岩手県告示第218号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和元年8月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 八幡平鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 八幡平鳥獣保護区のうち、国有林岩手北部森林管理署1、7、10、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566林班及び盛岡森林管理署693、784、792林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域（ただし、国有林岩手北部森林管理署1552林班い、ろ、は、に及びイ小班の区域を除く。）、国有林盛岡森林管理署1564林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域並びに十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 八幡平鳥獣保護区は、八幡平市、滝沢市及び雫石町の3市町にまたがり、奥羽山脈の脊梁の一角である八幡平、岩手山、駒ヶ岳等の諸峰を擁した山岳地帯であり、ブナ、ミズナラ、ダケカンバ等の広葉樹やアオモリトドマツ、コメツガ等の針葉樹で構成される天然林、湿原、亜高山・高山帯から構成されている。このうち高山植物帯は、文化財として重要と位置付けられ、天然記念物に指定されている。また、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木等を保存するため植物群落保護林に指定されている。

当該区域は、極めて良好な生息環境でもあることから、森林性の鳥獣から亜高山性の鳥獣まで多様な鳥獣が数多く生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は、主に岩手山や八幡平の山頂を含む亜高山帯から高山帯が中心となっており、コガラ、シジュウカラ、クロジ等の森林性の鳥類、ビンズイ等高原を好む鳥類、ノゴマ、イワヒバリ等の亜高山・高山性の鳥類やヤマネ、オコジョ、コウモリ類の獣類が確認されている。

これより、当該区域は八幡平鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
 - イ 鳥獣保護管理員が定期的に巡回し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和元年8月20日から同年9月2日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部